

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年8月27日（月） 15時50分から書類審査
16時00分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第3号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第5号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第6号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第7号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第8号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第9号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地改良届について

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 16名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 10名

- 2番 石田 哲治
- 3番 大平 雅義
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 11番 松浦 義幸
- 15番 住友 勇
- 17番 野口 芳久

平成30年8月27日 15時50分から書類審査

徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 16時00分)

議長

ただ今から、平成30年8月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

では、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまゝ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられまゝせん。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番と2番は、譲受人が同一のため、併せて説明いたします。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、36aに至るもので、譲受人は対象地において、季節野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、同一世帯の譲渡人と譲受人との間で、農地3筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず129aで、譲受人は対象地において、季節野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、41aに至るもので、譲受人は対象地において、季節野菜と果樹の栽培を行うとのことです。

5番と6番は、それぞれに譲渡人と譲受人との間で、農地の相互交換を行うもので、併せて説明いたします。5番の農地1筆と、6番の農地1筆を相互交換するものです。許可後、5番の譲受人の耕作面積は309aに至り、譲受人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのことです。6番の譲受人の耕作面積は210aに至り、譲受人は対象地において甘藷の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、91aに至るもので、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人の農地に対し譲受人が排水管理設のため、地役権を設定するものです。隣接地に建設される譲受人の店舗の排水放流のため、畑456㎡の内4,01㎡に地役権を設定します。

第3号議案は以上8件で、対象地は、田3,625.01㎡、畑5,603㎡で、合計9,228.01㎡となります。

ご審議をよろしくお願ひします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の

委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次の議案の審議に移ります。第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

職員 それでは第4号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、農家住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は居住している住宅を移転することになりました。申請地の南東に現存する旧住宅は居宅として利用しない旨の誓約書も添付されており、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

2番は、申請人が、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、後継者がおらず休耕となっている申請地の有効活用を考えていたところ、株式会社高銚組より、資材置場として貸して欲しいとの要望があり、自ら造成して貸すことを計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、申請人が、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は休耕地の有効活用を考えていたところ、有限会社アワードより、隣接地の資材置場が手狭になったため貸して欲しいとの要望があり、自ら造成して貸すことを計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、申請人が、露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は隣接地に共同住宅を所有しており、この隣接地の大部分を建物が占めており、十分な駐車スペースがありません。2筆の申請地を共同住宅に付随した駐車場として使用すれば、利便性も高く、有効活用に繋がると考えて計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

5番は露天駐車場に転用しようとするものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は居宅が北側の山手にあり、道路も坂になっており駐車しにくく、十分なスペースもないため、自宅用の駐車場として利用したいと考え計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第4号議案は以上5件で、田が174㎡、畑が1,760㎡の計1,934㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地195㎡、駐車場・資材置場1,739㎡です。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次の議案の審議に移ります。第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

説明の前に議案書の訂正をお願いします。議案書4ページの7番案件の譲渡人の名前、成年後見人の名字が●●とありますが、●●と訂正をお願いします。

説明を始めます。議案書4ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、土木業を営んでいる代表者で、現在足場等の置場に困っており、事業所からも近く利用するのに便利なため、この地を利用できないかと考え、所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル216枚、出力54.00kW規模のもので、事業費総額1,385万円、全額を借入資金とする融資証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル472枚、出力94.40kW規模のもので、事業費総額4,200万円、全額を借入資金とする融資証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,500㎡を超え大規模ではありますが、事業計画では2箇所に計画し、先月隣接地で地区審査を行ったため、今回は、実施しませんでした。

4番と5番は、事業内容等が同一のため合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資機材置場及び迂回路用地に転用する

ものです。立地基準については、干拓事業が行われた農地で、第1種農地に区分されますが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行う転用の例外規定にあてはまります。一般基準については、譲受人は、干拓橋架け替え工事に伴い、施工場所周囲に資機材置場及び迂回路用地が必要となり、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、転用面積が1,000㎡を超えていますが一時的転用であり、公共性のある工事のため、地区審査は行いませんでした。

6番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、美容院を営む店舗へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、美容院を賃貸の店舗で営んでいますが将来の生活等を考えた結果この地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準については、譲受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、このたび母の所有する農地を利用して実家の農作業も手伝えるこの地に分家住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル288枚、出力86,40kW規模のもので、事業費総額1,500万円、全額を自己資金とする残高証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

9番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業を営んでいますが、現在隣接地で造成工事を行っており、工事に伴って資材置場が必要となり、業者へ貸す計画で話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、徳島市北井上支所から300m以内に位置する農地で第3種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長とともに手狭になったため実家にも近く利便性もよいことからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、申請地の一部を宅地としていることが判りこのたびの事案を反省する旨の始末書の提出があります。

第5号議案は、10件で、田5,301㎡、畑3,215㎡で、計8,516㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地830㎡、駐車場・資材置場用地3,195㎡、その他施設用地4,491㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から3番案件と、6番か

ら10番案件を議案書のとおり許可すること、4番案件と5番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第5号議案については1番から3番案件と、6番から10番案件を議案書のとおり許可すること、4番案件と5番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案 非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第6号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、申請人が昭和51年以前から農業用倉庫として利用されており、既に40年以上が経過しています。非農地化した事情については、申請者にも分からないとのことですが、長い年月により倉庫全体に風化が進み、錆で覆われた状況が伺えます。非農地化の確認資料としましては、平成51年8月29日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを確認しております。

申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第6号議案は以上1件で、対象地は田82㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第6号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第6号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第7議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書7ページをお開きください。

今月の申請は1件です。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第7号議案は1件で、対象地は、畑●●●㎡、となっています。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員

の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第8号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。

議案書の8ページをご覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第8号議案は以上1件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第8号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、本案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第8号議案については本案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第9号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第9号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書9ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は9件すべてが新規設定となっており、そのうち、賃貸借権が7件、使用貸借権が2件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番・2番が多家良地区・2筆・2件、3番が応神地区・6筆・1件、4番が川内地区・2筆・1件、5番～7番が国府地区・11筆・3件、8番・9番が南井上地区・4筆・2件、となっております。

議案書9ページの2番については、利用権設定を受ける者が新規就農であったため、7月17日、多家良地区の委員さん4名、事務局2名と新規就農者1名で地区審査を実施いたしました。

利用権設定については以上で、田8筆6, 678㎡、畑17筆20, 305㎡の合計25筆26, 983㎡となります。

続きまして、所有権移転についてご説明します。

議案書11ページをお開きください。

本案件は、譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。耕作努力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の、譲受人の耕作面積は、取得後392aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上1件で、田1筆、1,961㎡となります。

第9号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橋委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

橋委員

7月17日の午後13時30分から2番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は岸本委員さんと井川委員さんと石田委員さんと私の委員4名と、借受人1名、事務局2名の7名です。

借受人はこの度、申請地で施設キュウリの栽培を始めることを計画しております。

施設キュウリを本格的に始めるに至ったきっかけは、昨年、仕事で阿南のキュウリ農家さんの所へ訪れ、本格的に農業に参入したいが、今まで生業として農業をしたことがないため、やっていけるだろうかかと相談したところ、キュウリであれば誰かに教えてもらえば可能と言われたこととのことです。借受人は昨年の夏から羽ノ浦で1年間、指導を受けながら施設キュウリの栽培を行っているそうです。

申請地を選んだ理由は、今年の6月まで同地で施設キュウリの栽培を行っていた農業者が規模を縮小することに伴い、栽培用ハウスを譲り受ける話がまとまり、また自宅からも近く営農を行うのに便利であるからということです。

多家良地区では施設キュウリ栽培を行っている同世代の農業仲間が複数おり、アドバイスをもらいながら日々農業に取り組んでいるそうです。

借受人は夫婦及びその親族の常時5人体制で営農していくとのことで労働力は十分確保できております。また、トラクターや栽培用ハウスも所有しており、農業労働力・農機具の保有状況等についても問題ないように思われます。

今後の計画としては、羽ノ浦の農地を引き払い、今回借り受ける農地1カ所に注力するとのことで、今年の秋からの植えつけを予定しているとのことです。

結論として、今回の利用権の設定については、農機具の保有状況、就農計画等に問題はなく、利用権を設定する要件をすべて満たしているため、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

谷川委員

本案件とは少し別の話になりますが、以前地元から相談があった件について、皆さんの意見を伺いたく思っております。土地の賃貸借契約等を行わずに耕作している状態があり、近隣から苦情が発生しているため、土地所有者には賃貸借契約の設定を行

うこと、耕作者は被害者に謝りに行くように指導したのですが、今後も問題が起こる可能性もあり、農業委員としてどのような対処が相応しいのか、ご意見を頂きたいと思えます。

川人会長 農業委員としての立場では、介入するには限界があるように思います。被害があれば、警察へ被害届を提出することも検討せざるを得ないのではないのでしょうか。

議長 局長はどのように考えられますか。

局長 農業委員さんや推進委員さんは、地元での紛争について調整を行うという役割もありますので、まずは話し合いをして頂けるように進めてもらい、出来るだけ地域での紛争解決に向けて努力して頂けるようお願いしたいです。

議長 色々な意見が出ておりますが、話し合いの際には、双方に対して先入観を持たないようにして、平等に判断していくことが大事ですので、その点には特に留意して頂きたいです。

谷川委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 他にご意見はありませんか。
それでは、採決いたします。
第9号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
以上で付議案件の審議を終了します。
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項について説明します。
議案書12ページをお開きください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。
14ページに渡り10件、受理しました。
15ページをご覧ください。
2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。2件受理しました。
16ページをお開きください。
3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。
17ページに渡り11件、受理しました。
18ページをお開きください。
4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。4件、処理しました。
19ページをご覧ください。
5番は、農地改良届についてです。1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。
それでは、以上をもちまして、平成30年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は9月27日（木）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

（16時50分）